

(陳受19第17号)

悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することに関する陳情

受理年月日

平成19年 8 月 28日

陳 情 者

千代田区霞が関 1 - 1 - 3

東京弁護士会

会長 下河邊 和彦 ほか 2 団体

陳 情 の 要 旨

クレジット制度には、悪質な販売行為を誘発し、深刻な消費者被害が発生しやすい構造的な欠陥があります。クレジット被害防止と取引適正化のため、クレジット会社自身がクレジット契約の構造的危険性を防止する責任を負い、発生した損害を負担する法制度を整備することが重要です。

経済産業省の産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会では、現在割賦販売法改正に関する審議中で、来春の通常国会には割賦販売法改正案が提出される予定であるため、今が極めて重要な時期です。

よって、貴議会として次の事項について国会及び経済産業省へ意見書をご提出くださるよう陳情いたします。

記

- 1 クレジット会社が、顧客の支払い能力を超えるクレジット契約を提供しないように、具体的な与信基準を伴う実効性ある規制を行うこと。
- 2 クレジット会社には、悪質販売行為等にクレジット契約を提供しないように、加盟店を調査する義務だけでなく、販売契約が無効・取消・解除となる場合は、既払金の返還義務を含むクレジット会社の民事共同責任を規定すること。
- 3 1～2回払いのクレジット契約を適用対象に含め、政令指定商品制を廃止することにより、原則としてすべてのクレジット契約を適用対象とすること。
- 4 個品方式のクレジット事業者（契約書型クレジット）について、登録制を設け、契約書面交付義務及びクーリング・オフ制度を規定すること。